

追 加 議 案 一 覧 表

第 1 1 2 号議案	小中学校電子黒板機能付き大型提示装置一式 の買入れについて……………	1
第 1 1 3 号議案	幡山東小学校土砂災害防止対策工事請負契約 の締結について……………	3
第 1 1 4 号議案	陶原小学校外 5 校屋内運動場（空調設備設置 ）工事請負契約の締結について……………	4
第 1 1 5 号議案	效範小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置 ）工事請負契約の締結について……………	5
第 1 1 6 号議案	水野小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置 ）工事請負契約の締結について……………	6
第 1 1 7 号議案	效範小学校外 6 校屋内運動場（外部改修）工 事請負契約の締結について……………	7

7 年市長提出第 1 1 2 号議案

小中学校電子黒板機能付き大型提示装置一式の買入れについて

本市は、次の内容により小中学校電子黒板機能付き大型提示装置一式を
買入れるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 買入物件 | 小中学校電子黒板機能付き大型提示装置一式 |
| 2 | 品名及び
件 数 | 電子黒板機能付超短焦点プロジェクター始め 1 0 件 |
| 3 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 1 6 1 , 4 3 8 , 3 1 0 円 |
| 5 | 買 入 先 | 名古屋市中区丸の内三丁目 1 8 番 2 8 号
教育産業株式会社
代表取締役 今枝伸保 |

(理 由)

この案を提出するのは、小中学校電子黒板機能付き大型提示装置一式の
買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議
決を求めるため必要があるからである。

小中学校電子黒板機能付き大型提示装置一式

番号 (件数)	品名	個数
1	電子黒板機能付超短焦点プロジェクター	375
2	インターフェースボックス	375
3	壁掛金具	59
4	スピーカー	42
5	スピーカー取付金具	42
6	フラットパネル型電子黒板	53
7	昇降式スタンド	53
8	HDMIケーブル	53
9	マルチタップ	53
10	タブレットステージ	390

設置場所 瀬戸市立小中学校及び特別支援学校

7 年市長提出第 1 1 3 号議案

幡山東小学校土砂災害防止対策工事請負契約の締結について

本市が、幡山東小学校土砂災害防止対策工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- 1 契 約 金 額 2 6 9 , 8 9 4 , 9 0 0 円
- 2 工 事 場 所 瀬戸市八幡町地内
- 3 契 約 方 法 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）
- 4 工 事 内 容 土木工事一式
 高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工
 延長約 2 3 2 メートル
- 5 工 期 本契約日から令和 9 年 2 月 2 4 日まで
- 6 契約の相手方 瀬戸市西長根町 2 6 番地の 2
 中部建設株式会社
 代表取締役 浅見正直

（理 由）

この案を提出するのは、幡山東小学校土砂災害防止対策工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 1 4 号議案

陶原小学校外 5 校屋内運動場（空調設備設置）工事請負契約の締結
について

本市が、陶原小学校外 5 校屋内運動場（空調設備設置）工事を施工する
に当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 金 額 | 3 3 9 , 5 2 6 , 0 0 0 円 |
| 2 | 工 事 場 所 | 瀬戸市原山町 1 番地の 3 外 5 か所 |
| 3 | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工 事 内 容 | 陶原小学校外 5 校の屋内運動場に空調設備を設置する
工事一式 |
| 5 | 工 期 | 本契約日から令和 8 年 1 2 月 4 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市弁天町 8 3 番地
瀬戸ガス水道株式会社
代表取締役 加藤高司 |

（理 由）

この案を提出するのは、陶原小学校外 5 校屋内運動場（空調設備設置）
工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規
定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 1 5 号議案

效範小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置）工事請負契約の締結
について

本市が、效範小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置）工事を施工する
に当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 金 額 | 3 5 8 , 3 4 9 , 2 0 0 円 |
| 2 | 工 事 場 所 | 瀬戸市效範町 1 丁目 1 番地外 5 か所 |
| 3 | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工 事 内 容 | 效範小学校外 6 校の屋内運動場に空調設備を設置する工事一式 |
| 5 | 工 期 | 本契約日から令和 8 年 1 1 月 2 0 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市共栄通 2 丁目 8 3 番地の 1
東海設備工業株式会社
代表取締役 浅野太一 |

（理 由）

この案を提出するのは、效範小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置）
工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規
定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 1 6 号議案

水野小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置）工事請負契約の締結
について

本市が、水野小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置）工事を施工する
に当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契 約 金 額 | 3 5 8 , 7 5 4 , 0 0 0 円 |
| 2 | 工 事 場 所 | 瀬戸市小田妻町 2 丁目 2 2 番地外 6 か所 |
| 3 | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工 事 内 容 | 水野小学校外 6 校の屋内運動場に空調設備を設置する工事一式 |
| 5 | 工 期 | 本契約日から令和 8 年 1 1 月 2 7 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市水南町 7 5 番地
アクシス総合設備株式会社
代表取締役 山本祐一朗 |

（理 由）

この案を提出するのは、水野小学校外 6 校屋内運動場（空調設備設置）
工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規
定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 1 1 7 号議案

效範小学校外 6 校屋内運動場（外部改修）工事請負契約の締結について

本市が、效範小学校外 6 校屋内運動場（外部改修）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契 約 金 額 | 1 9 9 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 工 事 場 所 | 瀬戸市效範町 1 丁目 1 番地外 5 か所 |
| 3 | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工 事 内 容 | 效範小学校外 6 校の屋内運動場の外部改修を行う工事一式 |
| 5 | 工 期 | 本契約日から令和 8 年 1 1 月 2 0 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市東茨町 7 8 番地の 6
大数建設株式会社
代表取締役 稲垣 栄 |

（理 由）

この案を提出するのは、效範小学校外 6 校屋内運動場（外部改修）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

